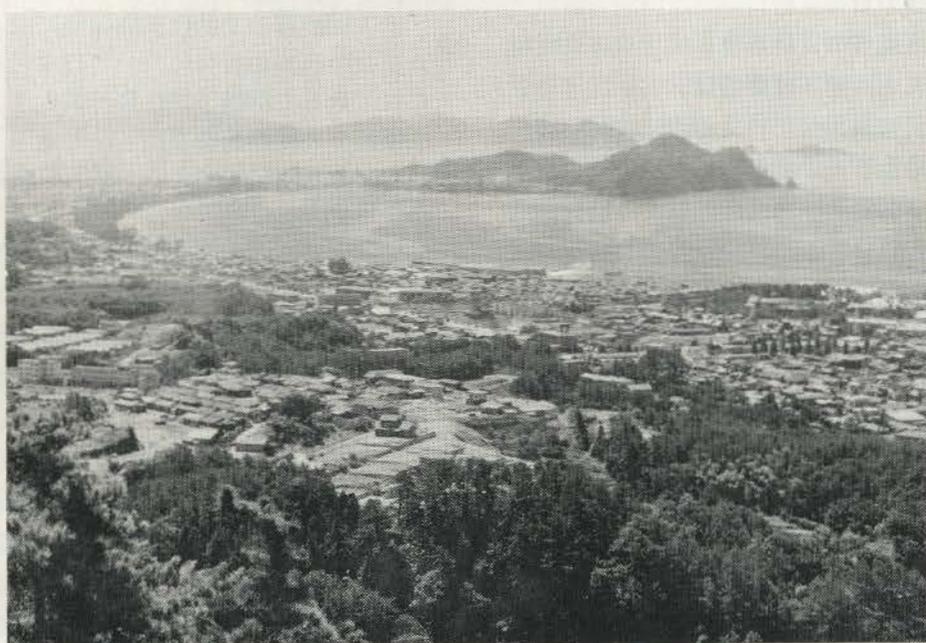


光市医師会報

昭和47年12月発行

No. 5



業は勤むるに精しく
嬉しむに荒む

韓退之

光市医師会

老人福祉法にもとづく

老人医療費支給に関する留意事項^(日医抜粋)

老人医療費支給に関する法令は、第68回国会において成立した「老人福祉法の一部を改正する法律」によって新設された第10条の2各項とこれに関連する条文、この法律にもとづく政令及び厚生省令「老人医療費支給規則」等によって構成される。

1. 老人医療費の支給

老人医療費の支給事業の実施主体は市町村長である。老人医療費は、70才以上の者の疾病又は負傷について健康保険法、国民健康保険法、その他政令で別に定められた医療保険各法による医療に関する給付が行なわれた場合、その医療給付の額が医療に要する費用の総額に満たないときその満たない額に相当する額が支給される。

この場合、国民健康保険では医療に要する費用の総額が療養の給付の対象とされ、被保険者は受診の際、そのうちの一部を負担することとされているので、「医療給付の額」を国民健康保険の場合は「療養の給付の額から一部負担金に相当する額を控除した額とする」と規定して、一部負担金相当額が老人医療費として支給されることを明らかにしている。このことは、

※国民健康保険以外では「一部負担金」は老人医療費の支給の対象とならないことを示しており、被用者保険被保険者本人の初診時及び入院時一部負担金は本法の対象とはならないものである。健康保険法、国民健康保険法以外の法令として政令に定められているものは、船員保険法、日雇労働者健康保険法、国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法、地方公務員等共

済組合法及び私立学校教職員共済組合法とされる。老人医療費はこれらの医療保険各法の適用を受けた場合の患者負担額について支給されるものであるから、自費診療あるいは労災保険、自賠責任保険等の場合には老人医療費の適用はない。

2. 他の公費負担医療との関係

老人医療費の支給は医療保険による医療の給付の残額相当分について行なわれるがこれに対して結核予防法精神衛生法、原爆医療法その他の公費負担各法の適用が行なわれたときは、原則として老人医療費の支給は行なわれない。

結核予防法の場合は適用対象となる診療内容が限定されているためその適用があっても国民健康保険の被保険者である受給者の場合は患者負担が残ることがあるが、この場合でも老人医療費の支給はない。

3. 老人医療費受給の手続き

老人医療費の支給を受けようとする者は次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村長に提出することとされている。

(1)医療を受けた者の氏名 (2)医療を受けた病院 (3)入院、入院外の別及び医療を受けた期間 (4)医療に要した費用 (5)受給者にあつては受給者証の番号。医療に要した費用については、これに関する証拠書類として保険医療機関等の領収書の添付が要求されている。保険医療機関等が発行する領収証には総点数と受領金額を記入するよう留意されたい。

4. 現物給付による取扱い

(1)受給者証の交付。老人医療費の支給を現金によって受ける代りに、保険医療機関

等において、受給者が受診する際に自己負担分を支払わず、保険医療機関等が老人医療費支給額相当分を受給者に代って市町村長から直接支払いを受ける方法について規定している。予じめ支給規則に規定する手続きによって市町村長から「老人医療費受給者証」の交付を受ける必要がある。本年末までに交付される対象は、既に70才以上の老人と明年1月中旬に満70才になる者である。明年2月以降は月の中途で満70才になる者に対してはその月の初日から有効の受給者証が交付されることとなる。受給者証は毎年7月1日を以て更新される。

5. 保険医療機関等の意思表示

老人医療費に関する現物給付の取扱いをするために保険医療機関等は別段の申請、届等の意思表示を必要としない。また従来患者窓口負担が老人医療費として支払われることとなったとしても、その部分に対する租税特別措置法（28%）の適用は従来と用様に行なわれるものである。

6. 老人医療費請求書

受給者が保険医療機関等において受診する際には、医療保険の被保険者証に併せて受給者証を提出する。市町村は受給者証を交付する際、同時に老人医療費請求書用紙に所要事項を記入した上、若干枚を受給者に交付しておく。受給者は、受診の際には、これを保険医療機関等に提出する。保険医療機関等においては、既に市町村において所要事項が記入されているので、月末には医療機関において記入することを要求されている事項のみを記入したうえ、医療保険における当該患者の請求明細書の次にこれを重ね、支払基金あるいは国保連合会もしくは自己審査を行なっている国鉄共済組合、全国土木国保組合等に提出する。この場合、

当該患者の医療保険に関する請求明細書には、右肩に㊦と記入するか、スタンプで押印するものとする。

7. 月の中途における受給資格の発生の場合の取扱い。

医療保険のみによって継続して受診していた患者が月の中途において受給者証を提出した場合は老人医療費請求書にも診療実日数を記入する必要がある。災害等による所得の変動に伴って受給資格が発生した場合は、受給者証の有効期日はその災害等の発生した日からとされるが、単に手続きが遅れた等の場合は満70才の誕生日の属する月の初日から有効な受給者証が交付される。継続して受診していた患者が、月の中途でその月の初日から有効な受給者証を提出した場合、一旦受領した窓口負担金は返還しないことが慣例とされているので、その日以降の診療については、老人医療費の現物給付が行なわれることとなるが、その日より以前に行なった診療に係る窓口負担金については、受給者に領収証を交付して、市町村長から老人医療費の支給を受けさせることとなる。また、その日以降の診療については、その受給者に係る医療保険の請求明細書の診療日実日数と老人医療費請求書の対象となる診療実日数とが一致しないので、この場合においてのみ老人医療費請求書には受給者証提出日以後の診療実日数を記入しなければならない。

医師会月間行事

※11月11日（土） 第1回山口県内市医師会長連絡協議会。於徳山市丸福。林会長、大野副会長出席。出席者29名（含副会長）。議題（1）会計（医師会費、入会金、

負担金、役員手当、旅費、人件費、講師謝礼等)、(2)救急医療休日診療、(3)自治体(市)との関係、(4)庶務、(5)開業相談、(6)会員福祉広報。以上の諸事項に就いて各市医師会の実情説明、意見交換。

※11月14日(火) 定例理事会。於医師会館。

○報告事項 (1)第68回山口県医師会定例代議員会、(2)山口県郡市医師連盟代表者会議の件、(3)第1回市医師会連絡協議会について、(4)郡市医師会長会議、郡市医師連盟代表者会議(11月16日)出席について、(5)昭和48年度県体育大会開催月日。

○協議事項 (1)特別負担金に賦課について、(2)血液型検査について、(3)三市役員会の議題について。

※11月16日(金) 郡市医師会長会議。於県医師会館。林会長、松村保険担当理事出席。

※11月18日(土) 周陽三市医師会役員会。於光市松屋旅館。徳山医師会長外4名、下松市医師会副会長外2名、光市医師会長外3名出席。

○議題 (1)学校医の報酬に関する件、(2)予防接種委託料に関する件、(3)住民検診委託料に関する件。以上各項について検討合意に達し光市医師会において要望書を作製することになった。其の他徳山医師会より夜間高等看護学院の設立経過、生活協同組合の実情に就いて説明があった。

※11月23日(祝) 学校保健支部長会、住民保健支部長会、於県医師会館。福本理事、中村(琢)先生出席。

※11月28日(火) 光市医師会例会。於医師会館。

○報告事項 (1)郡市医師会長合議(11月16日) ①老人医療国庫支給、及び保険請求方法について。②会員台帳について。

③医師協同組合について。④予防接種の注射部位について。⑤社会保険診療の注意事項について。

(2)第68回県医定例代議員会(10月27日)について(詳報県医会報647号)。

(3)郡市医師連盟代表者会議(10月27日)について(詳報県医会報647号)

(4)第1回市医師会長連絡協議会(11月11日)について。

(5)周陽三市医師会連絡協議会(11月18日)について。

(6)学校保健部会支部長会、住民保健支部長会について。

(7)医師会事業費補助金の交付申請について。

(8)徳山保健所における定期ツベルクリン、及びB.C.G接種の復活について。

要 望 書 (予防接種関係)

「成長より福祉へ。」の今日、住民保健行政は、益々重大視されています。中就その重要部門である予防接種業務が遺憾なく遂行されることは極めて肝要なことであり、そのためには医学的見地からの積極的な協力が不可欠であります。一方、予防接種による事故の絶無を期して、この業務の中での医師のなすべき行為は、近時、更に拡大されております。この故に、出務医師に対する待遇は逐年改善されてきてはおりますが、その職務遂行の意欲を著しく損ずるおそれがあるではありません。徳山市、下松市、光市、三医師会理事会、及び住民保健部会は、予防接種業務の在り方につき、種々、研究並びに検討を重ね、その完遂を期するため、出務医師の待遇に関し、次の通りの要望事項を決議しました。就きましては昭和48年度の予算編成にあたり、この

決議にたいし、よろしくご配慮を賜りますよう、強く要望いたします。

月 日

長 殿

徳山医師会長

下松市医師会長

光市医師会長

要 望

1. 出務医師の報酬について

予防接種に出務にする医師の報酬を、一人、一回当たり4,500円とする。但し、出務時間が2時間を越ゆる場合は、1時間、又はその端数を増す毎に2,250円を加算する。尚、出務に際しての車馬賃を支給する。

要 望 書 (学校医関係)

児童、生徒、幼児の健康管理に当たっている学校医、園医に対する処遇は、逐年、改善されてきたとはいえ、其の重大さに比し、尚、未だ、遺憾な状態であります。徳山、下松市、光市三医師会理事会及び学校医部会は学校医園医の在り方につき、種々真摯な研究と検討を重ね、児童、生徒並びに幼児の体力、気力の増強、潜在疾患や情緒障害児の発見、近視、肥満児対策等、その管理の万全を期するため、今般学校医、園医の処遇に関し、次の通りの要望事項を決議いたしました。就きましては昭和48年度の予算編成にあたりこの決議にたいしよろしくご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

長 殿

徳山医師会長

下松市医師会長

光市医師会長

要 望

1. 学校医(園医)の待遇について

本年47、体保第9号をもって、文部省体育局学校保健課長より、学校医の報酬を昭和47年に於いては45,000円にする旨通達されている。従って担当学校(園)一校(園)について学校医(園医)毎に基本給を45,000円以上としこれに、健康管理対象者一人当り管理手当40円以上、出務手当として出務一回当たり4,500円以上を加えたものを支給する(定期健康診断の出務を除く)

1. 予防接種等の出務報酬について

① 予防接種の報酬は実施対象者一人当たり50円以上とする。

② ツベルクリン反応検査の報酬は実施対象者一人当たり50円以上とする。

③ B、C、G接種の報酬は実施対象者一人当たり50円以上とする。但し、各項の報酬はその技術料であって薬剤料金等はすべて除く。又、実施対象者が僅少であった場合は、これを最低4,500円とする。

1. 就学時の健康診断について

就学時の健康診断に当たっては、対象者一人当たり350円以上を、各担当学校医毎に支給する。対象者が僅少であった場合、最低額は4,500円とする。

1. 教職員の健康診断一人当たり500円。

結核予防法指定医療機関診療報酬の

照 合 調 査 結 果

先般実施された標記調査はあくまで事務的な面の調査で診療内容には触れなかった。結果は次の通りであった。

1. 投薬、注射等の過請求や請求洩れがあった。

だけが記憶の一つとして残っている。

詩

やぶにらみの天使

梅田病院 きんもんじ ふみ

今がとても幸福なの
幼い頃の夢だった
白衣の天使になれたから

毎日がとても楽しいの
自分が選んだ職業に
生きていることを感じるから

でもそれだけでは何か足りないの
天使も中味は人間だから
チョッピリ悲しい時だって……

もっともそれは東の間の
小さな小さな出来事です
我等の世代にありがちな……

恋も悩みも知ってます
患者の悩みに比べれば
取るに足りない悩みだけれど

それでも我等にとっては大事な恋
その恋よりも大切なもの
それは天使が選んだ聖なる道

そう断言したいのだけれど
何だか妙にむなしくて、近頃は
はっきりそう言うことができないの

聖なる道の行先が
ラビリントスのそのように
天使の心を惑わせ始めたから

豆事典!

地方自治

地方自治が民主主義の基礎だといわれる理由の一つは、国にはない地方自治特有の制度として、直接請求制度があることである。たとえば、国政の場合には、評判の悪い政府を国民がいくらやめさせたいと思っても、首相が国会で多数党の上ののっかっている限り国民の手で直接これをやめさせることはできない。しかし自治体の場合は、知事や市町村長が住民の意思に反した行政をやれば、いかに与党多数といえども、住民の署名運動によってこれをやめさせることができる道が開かれている。これが直接請求制度である。つまり、直接請求とは、議会制民主主義を補強する直接民主主義の制度の一つである。現在地方自治法上認められている直接請求制度は、次の6種類である。①条例の制定または改廃の請求。②事務監査の請求。③議会の解散の請求。④議員の解職の請求。⑤長の解職の請求。⑥主要公務員の解職の請求。

①条例の制定または改廃の請求。地方自治体の法律ともいふべき条例として、こういうものを制定してもらいたい、あるいはこういう条例は住民の利益に反するから廃止してもらいたい、もしくはこのように改正してもらいたいという声を署名にあらわすことによって議会に取り上げさせる制度である。有権者の五十分の一以上の署名があれば、議会はこれを取り上げて審議しなければならない。ただしこの署名は、法律にもとづいておこなわれ、法的な効力をもつものであるから並通におこなわれている街頭署名のように安直なものではなく、署名者はかならずその自治体の有権者でなければならず、自筆押印しなければな

らない。最近の例では東京都の乳幼児の医料を無料化する条例、義務教育費の父母負担を禁止する条例、議員報酬のお手盛り値上げを元に戻させるための条例改正などが、各地で直接請求の対象となっている。しかし此の制度の欠点は、最終的には決定権を議会がにぎっていることである。

あ　と　が　き

会報№5の発行をもって本年も終りを告げる。八月会報№1の発刊は光市医師会にとって画期的な事業であったと思うが、過去五巻の会報を回想、検討してみると、さまざまな反省がうかんでくる。この反省をてこにして来年度はより一層の飛躍を期しておる。今回は梅田病院の従業員の方より随筆と詩の稿をいただいた。これを契機に他医院の皆さんの御投稿を切にお願いしたい。

今年もあと僅か、会員の皆さんの平穩無事な越年を祈る。

年々の年を忘るる趣向かな

李　江



適応症拡大

純国産 広範囲抗生物質 注射用カネンドマイシン

■特長

- グラム陽性・陰性菌等広範囲に抗菌スペクトラムを有します。
- 各種の多剤耐性菌に有効です。
- 殺菌的に作用します。
- 高い血中・臓器内濃度を示し、尿中排泄率も高度です。
- 非常に安定な抗生物質です。

■適応症

ブドウ球菌、連鎖球菌、肺炎球菌、大腸菌、変形菌、緑膿菌等のグラム陽性・陰性菌をふくむカネンドマイシン感受性菌による下記疾患：

敗血症、咽頭炎、扁桃炎、気管支炎、肺炎、膿胸、肺化膿症、癰、痲腫症、膿皮症、膿痂疹、膿瘍、蜂窩織炎、胆嚢炎、胆道炎、腹膜炎、大腸炎、膀胱炎、腎盂腎炎、尿路感染症、骨髄炎、骨髄炎、中耳炎、麦粒腫、涙囊炎、霰粒腫、眼瞼炎、智歯周囲炎、歯槽膿漏症。

★上記の——は新しく追加されたものです。

■用法・用量

通常、成人は1日量400～600mg(力価)を2～3回に、小児・乳幼児は1日10～20mg(力価)/kgを2回に分け、それぞれ筋肉内に注射します。なお、症状により適宜増減して下さい。

■薬価・包装

注射用カネンドマイシン

1瓶 200mg(力価) 600.09円

〔健保適用〕

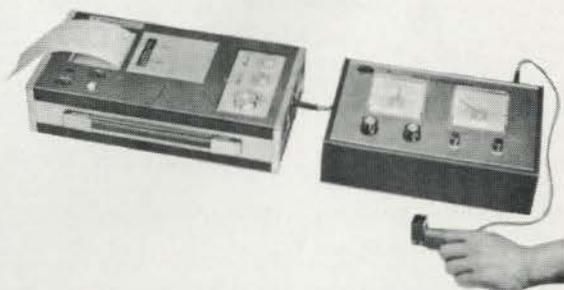
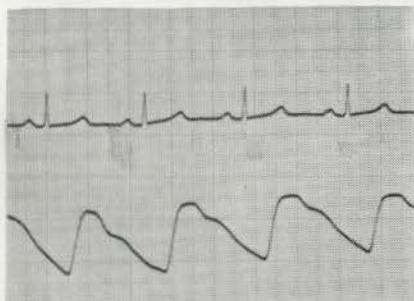


明治製薬株式会社

104 東京都中央区京橋2-8

TEL <03>272-6511(大代表)

ME 機器のパイオニア



フクダ電子広島販売株式会社

徳山営業所

住所 徳山市河東町3の15

TEL (0834)21-3365

山口銀行

光支店 島田市支店 室積支店

動脈硬化性諸疾患の治療に
優れた作用を持った新薬を開発！



脂質代謝改善剤

コレキサミン[®]錠  **キョーリン薬品**

[2, 2, 6, 6-Tetrakis (Nicotinoyloxymethyl)cyclohexanol]
一般名 (I.N.N.) : ニコモール (Nicomol)

東京都千代田区神田駿河台 2-5

血圧降下剤

エルドパン錠

ELDOPANE. Tab.

成分 L- α -メチルドパ

〔適応症〕 腎性高血圧症、本態性高血圧症、**トーコー薬品**
悪性高血圧症

山口県光市正門町 514

発行所	光市小周防 1633 の 2 林医院内 光市医師会 TEL 0833 (91) -0519
発行者	林 孝之
編集者	会報編集委員会
印刷所	光市御崎町 中村印刷株式会社